

「2025 年日本国際博覧会が主催するテーマウィークプログラム（アジェンダ 2025）に係る企画・実施業務」企画提案公募要領

世界が半年間の長きに渡り同じ場に集う万博ならではの特性を活かし、地球的規模の課題の解決に向けて英知を持ち寄り、対話による解決策を探り、いのち輝く未来社会を世界と共に創造することを目的として行うテーマウィークのうち、2025 年日本国際博覧会が主催するテーマウィークプログラム（アジェンダ 2025）の一部について、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1.業務名

2025 年日本国際博覧会が主催するテーマウィークプログラム（アジェンダ 2025）に係る企画・実施業務

2.業務概要

本業務の詳細については、別紙仕様書及び受託予定者からの企画提案書をもとに、受託予定者と当協会において協議の上、決定します。

※ただし、仕様書は当協会に仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式 2）、参加表明書（様式 3）及び参加資格保持誓約書（様式 4）を提出した者に開示します。

3.契約期間

契約締結日から 2025 年 10 月 13 日（月）まで

4.委託上限額

金 35,100,000 円（税込）

5.スケジュール

2024 年 10 月 7 日(月)	公募、仕様書等提供申込、提案書類受付、質問受付開始
10 月 15 日(火)	仕様書等提供申込受付締切
10 月 16 日(水)	質問締切
10 月 18 日(金)	質問回答
10 月 25 日(金)	提案書類提出締切
11 月上旬（予定）	選定委員会
11 月中旬（予定）	審査結果通知・最優秀事業者公表
11 月下旬（予定）	契約締結

6.公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者又は複数の者による共同企業体（以下、「共同企業体」

という。) であること。

また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。(ただし、(5)は共同企業体の構成員のいずれかが満たしていればよい。) なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 過去5年以内に定員100名以上の会場でトークセッション等の海外の登壇者を招いたイベントを実施したことがある者であること。

(6) 共同企業体に係る事項

① 業務形態

構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないようにすること。

② 代表者要件

代表者は指名を受けた構成員とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

7.応募の手続き

(1) 公募要領等の配布

ア 期間

2024年10月7日(月)から2024年10月25日(金)

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロード（郵送による配布は行わない）

<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>

ウ 配布物

- ・ 公募要領（本紙）
- ・ 企画提案書（様式1）
- ・ 契約書一式（別添1）
- ・ 仕様書（別添2）※
- ・ 仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式2）
- ・ 参加表明書(様式3)
- ・ 参加資格保持誓約書（様式4）

- ・応募金額提案書（様式 5）
- ・事業実績申告書（様式 6）
- ・共同事業体届出書（様式 7）
- ・共同事業体協定書（様式 8）
- ・持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 9）
- ・使用印鑑届（様式 10）
- ・持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 11）
- ・暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 12）
- ・質問票（様式 13）
- ・委任状（様式 14）

※ 7（1）エ により提供

エ 仕様書等の提供

（ア）提供申込期間

2024 年 10 月 7 日(月)から 2024 年 10 月 15 日(火)午後 5 時まで

※土曜日及び日曜日を除く午前 10 時から午後 5 時まで

（正午から午後 1 時を除く）

（イ）提供申込方法

仕様書等の提供を希望する事業者は、仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式 2）、参加表明書(様式 3)、参加資格保持誓約書(様式 4)の電子データ（PDF）を電子メールにより下記（ウ）送付先へ提出すること。

※「件名」に「【仕様書等提供申込】2025 年日本国際博覧会が主催するテーマウィークプログラム（アジェンダ 2025）に係る企画・実施業務」と明記すること。

※口頭、電話、FAX による開示申請は受け付けない。

（ウ）送付先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会企画局企画部テーマウィーク課

送付先メールアドレス：tw@expo2025.or.jp

（エ）開示方法

電子メールにより順次開示する。

（2）質問の受付及び回答

ア 受付期間

2024 年 10 月 7 日(月)から 2024 年 10 月 16 日(水)午後 5 時まで

イ 提出方法

電子メール（アドレス：tw@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※ 「件名」は「【質問】2025 年日本国際博覧会が主催するテーマウィークプログラム（アジェンダ 2025）に係る企画・実施業務（事業者名）」とし、質問内容を「質問票」（様式 13）に記載してファイルを添付すること。

※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。

※質問内容に応募者を特定できる内容を記載してはならない。応募者を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。

※ア 受付期間以外に提出された質問に対する回答は行わない。

※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせには応じない。

ウ 回答方法

質問はとりまとめ、回答は仕様書等の開示を受けた事業者に対して、10月18日(金)までに電子メールにより行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【「2025年日本国際博覧会が主催するテーマウィークプログラム(アジェンダ2025)」に係る企画・実施業務」の企画提案公募について】に掲載する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

(3) 応募書類の受付

ア 受付期間

2024年10月7日(月)から2024年10月25日(金)午後5時まで

イ 提出方法

下記の宛先へ郵送等により提出すること。(持参による提出は不可)

※2024年10月25日(金)までの消印があるものを有効とする。

宛先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会企画局企画部テーマウィーク課(担当：笹井)

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信すること。

(送信先：tw@expo2025.or.jp)

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話を掛け着信の確認を行うこと。

(電話番号：06-6625-8732)

※土日祝日を除く午前10時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて事業者の負担とする。

エ 応募時に必要な書類

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本からは事業者名、社章等事業者を特定できる内容の記入を削除すること。

(ア) 共同企業体届出書(様式7：原本1部) ※共同企業体で参加の場合のみ

(イ) 共同企業体協定書(様式8：写し1部) ※共同企業体で参加の場合のみ

(ウ) 企画提案書(様式1、原本1部、副本5部、原本及び副本の電子媒体)

(エ) 応募金額提案書(様式5：原本1部、副本5部、副本の電子媒体)

(オ) 事業実績申告書(様式6：原本1部、副本5部、副本の電子媒体)

(カ) 持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式9：

原本 1 部)

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し他の目的には使用しない。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(6) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれそれぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R 等）に格納した PDF ファイルでも提出すること。また、提出書類は PDF 化し、メール等により提出すること。ただし、チェックシートについては Excel 形式

のまま提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

＜記入例＞「2025 年日本国際博覧会が主催するテーマウィークプログラム（アジェンダ 2025）に係る企画・実施業務」提案書

株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

8. 説明会

実施しない。

9. 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2) の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。

ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査の結果、提案金額を除く 70 点満点中 42 点に満たない場合は選定しない。

ウ 審査は、書類審査にて行う。

エ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

オ 最優秀提案者は、特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目（評価のポイント）及び配点は次の通りとする。

審査項目	審査内容	配点
テーマ設定	・ 地球的規模の課題の解決に向けたテーマ（問い）が設定されているか ・ 上記問いを立てる十分な根拠や経緯があるか	15 点

登壇者の多 様性・専門 性	・設定したテーマ（問い）にかかる課題の解決にかかる十分な知見をもった登壇者の参加が見込めるか ・国籍・性別・世代の多様性に富んだ登壇者の参加が見込めるか	25 点
シナリオの 構成力	・「多様性と自由な対話」を引き出し、世界にメッセージを発信するシナリオが構成されているか ・中心となる対話以外にプログラムを魅力的にする工夫が施されているか	15 点
実施体制	・提案内容を実現するための十分な実施体制が組まれているか ・協会及びテーマウィークプロデューサー等と円滑なコミュニケーションが図れる体制になっているか	15 点
提案金額	・価格点の算定式 満点（30 点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	30 点
合 計		100 点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【「2025 年日本国際博覧会が主催するテーマウィークプログラム（アジェンダ 2025）に係る企画・実施業務」企画提案公募について】で公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

(ア) 最優秀提案者（名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点・提案金額）

(イ) 全提案者の名称 ※50 音順（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）

(ウ) 全提案者の評価点 ※得点順（提案事業者が 2 者であった場合、次点者の得点は公表しない。）

(エ) 最優秀提案者の選定理由 ※講評ポイント

(オ) 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ

れ指定する必要部数を提出すること。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

協会の連絡を受けてから3営業日後の午後5時までに以下の書類を提出すること。

- ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること）
- イ 法人登記簿謄本（1部、発行日から3カ月以内のもの）
- ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し（1部：直近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 株主資本等変動計算書
- オ 使用印鑑届（様式10：原本1部）
- カ 印鑑証明書（原本1部）
- キ 持続可能の確保に向けた誓約書（様式11：原本1部）
- ク 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式12：原本1部）

9. 契約手続きについて

契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で、契約を締結する。（別添1）

- (1) 協会は、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。その際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- (4) 契約締結に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式12）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式11）を提出すること。
- (6) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (7) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約候補者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免

除することがある。

- ア 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ウ 契約候補者が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- エ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- オ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- カ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- キ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ク 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

10.持続可能性の確保

- (1) 契約候補者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約候補者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf)
- (3) 契約候補者は、協会がサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約候補者は、協会が調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約候補者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が契約候補者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約候補者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

11.その他

- (1) 応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

- (2) 本公募に係る応募提案手続きにおいて、協会と参加者との間で用いる言語は日本語とする。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治四十年法律第四十五号）等を遵守すること。